

平成30年度 共同研究（若手）募集要項

国文学研究資料館

1. 共同研究の対象

明確な目標と適切な研究計画を有する、日本文学に関する創造的研究

2. 申請資格

申請資格は、次の（１）及び（２）を満たす者とします。

- （１）博士号取得者又はこれと同等の能力を有する者
- （２）満４０歳未満の者（平成３０年４月１日時点）

※ただし、次の①～③のいずれかに該当する者は、本共同研究には申請できません。

- ① 平成３０年度に実施する国文学研究資料館（以下「当館」という。）の他の共同研究の研究代表者又は研究分担者
- ② 常勤（雇用期間の定めのない）の職に就いている者
- ③ 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員

3. 研究組織

共同研究は、研究代表者と研究分担者で構成します。

研究代表者（申請者）は、共同研究の推進を図り、研究計画の立案、研究分担者の選定、研究会の主宰、研究成果の取りまとめを行います。研究代表者は当館の客員研究員となります。

研究分担者は、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、研究遂行責任を分担して研究活動を行います。なお、科研費と異なり分担金は配分しません。

※以下のいずれかに該当する方は、研究分担者となることはできません。

- ① 平成３０年度に実施する当館の他の共同研究の研究代表者又は研究分担者
- ② 大学院生等の学生（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者で、学生の身分も有する場合を除く。）
- ③ 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員

研究分担者の他に、研究会や資料調査に研究協力者を随時参加させることができます。研究協力者は研究組織に含めません。研究協力者には上記①～③に該当する方も加えることができます。研究協力者には、できるだけ若手研究者（満４０歳未満）を選ぶようご配慮ください。

4. 研究期間

研究期間は、平成30年4月1日から1年間又は2年間とします。

5. 共同研究会の開催場所等

- (1) 研究会は、原則として当館を会場として、開催するよう計画してください。
なお、当館以外の国内の他所蔵機関等への調査旅行を行うことについては、予算の範囲内で実施することが可能です。また、同時に調査先において研究会を開催することもできます。
- (2) 研究代表者及び研究分担者は、当該共同研究のために、当館の共同利用研究室等の施設・設備、所蔵資料を利用することができます。
- (3) 研究代表者及び研究分担者は、研究を行うに当たって、人間文化研究機構及び当館の規程その他の定めを遵守しなければなりません。

6. 募集件数

1～2件

7. アドバイザー

当館の教員1名が共同研究のアドバイザーとなり、共同研究の運営・予算執行等についての助言を行います。

8. 研究経費

消耗品等を購入するための物品費（図書、パソコン等は当館の資産となります。）、研究会等の旅費、講師等の謝金、複写費等の経費が共同研究経費として配分されます。（1件当たり年間配分額50～100万円程度）

採択後にアドバイザーの助言の下に予算計画を作成します。

9. 申請手続き

申請者は、本募集要項を熟読のうえ、所定の様式を当館ホームページからダウンロードして申請書類を作成してください。

※http://www.nijl.ac.jp/pages/research/joint_research_offer27.html

10. 申請書類

- (1) 計画申請書
申請者の押印のある申請書（紙媒体）・・・・・・・・・・1部
電子データ（Wordファイル）・・・・・・・・・・1式

(2) 申請者の履歴書（書式任意）

紙媒体（押印不要）・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

※申請書類等は、ホームページ（http://www.nijl.ac.jp/pages/research/joint_research_offer.html）から、ダウンロードして作成してください。

1 1. 申請書類の提出方法

申請書類は、紙媒体については「1 4. 問い合わせ先」の住所に郵送してください。

計画申請書の電子データは、「1 4. 問い合わせ先」のメールアドレス宛に添付してお送りください。

※提出のあった申請書類は、原則として返却しません。

※送付する際は、封筒の表に『共同研究（若手）申請書類在中』と朱書きしてください。

1 2. 申請期限

平成29年8月31日(木)午後5時必着

1 3. 採否及び採否結果の通知

(1) 採否は、当館の共同研究委員会の審議を経て当館館長が決定し、平成29年10月末頃までに、その結果を館長から申請者に文書で通知します。審査に際しては、面接を行うことがあります。

(2) 採否の判定は、提出された計画申請書に基づき、下記の項目について5段階の評価区分（5：特に優れている、4：優れている、3：良好である、2：やや不十分である、1：不十分である）により行います。

【審査項目】

- ①研究の目的・・・・・・・・・・・・・・研究の独創性と学術的意義を判断する
- ②研究組織・・・・・・・・・・・・・・役割分担等から研究組織の妥当性を判断する
- ③本研究で期待できる研究成果・・期待どおり研究成果が得られるか及びその学術的意義を判断する
- ④研究計画・方法・・・・・・・・・・・・研究計画・方法の妥当性・実施可能性を判断する

(3) 採択結果について、当館ホームページ上で、①採択された研究課題名、②採択された申請者名、③応募件数、④採択件数を公表します。

(4) 採択された共同研究の研究代表者は当館の客員研究員として受け入れ、研究分担者には、当館の共同研究員としての委嘱を別途行います。研究代表者は、採択の際には委嘱手続きがあることについて各研究分担者にあらかじめ周知願います。

1 4. 研究成果の公開

(1) 研究成果は、研究代表者及び研究分担者が学術誌に論文として掲載するか、または研究終了後1年以内に、冊子体で公表して下さい。

冊子体については、出版社による刊行または当館で作成したものを配布のいずれかの方法によります。出版社による刊行の際に、当館からの助成は行いません。当館で

作成する場合、経費は共同研究経費とは別に当館にて措置しますので、あらかじめ申し出てください。当館で作成する冊子は、当館のリポジトリより公開します。

公表方法については、計画申請書の「本研究での研究成果の公表方法」欄に具体的に記入してください。

- (2) 当館が作成した冊子以外で研究成果を公開する場合は、当館が実施した共同研究の成果であることを明記してください。また、学術雑誌に掲載された論文については、抜刷またはコピーを当館管理部総務課研究支援室研究協力係宛に2部送付してください。なお、研究代表者はこの件を共同研究組織全員に周知してください。

15. 客員研究員について

- (1) 客員研究員は、当館の規程に基づき、外来研究員制度の中に設けられた名称です。
(2) 本共同研究代表者として受入れた客員研究員は、当館から科学研究費助成事業等に申請することはできません。

16. 申請書類に含まれる個人情報の取扱い等

本募集に関連して提出された個人情報（申請者の履歴書）については、審査の目的に限って利用し、審査終了後、全ての個人情報は責任を持って破棄します。

17. 問い合わせ先

〒190-0014 東京都立川市緑町10-3
大学共同利用機関法人 人間文化研究機構
国文学研究資料館 管理部総務課研究支援室研究協力係
電話 050-5533-2911
FAX 042-526-8604
e-mail study-ml(あっと)nijl.ac.jp

※スパムメール等対策のため、e-mail アドレスには、「@」の代わりに「(あっと)」を入れております。メール送信の際は、「(あっと)」を「@」に換えて送信してください。